

## 東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項

(令和4年3月16日総長選考会議承認)

### 1. 議事の記録について

- (1) 東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）の議事は、書面及び電磁的音声記録により記録するものとする。書面による記録は、議事要旨及び議事録とする。
- (2) 議事要旨は、議事の論点及び経過並びに結果及び決議事項を簡潔に記載するものとする。
- (3) 議事録は、議事の経過と結果・決議事項について、委員の氏名や意見・発言内容などを具体的に記載するものとする。
- (4) 議事録は、選考会議が定めるところに従い、委員間の情報共有に用いるほか、委員の交代に際し、新旧委員間の情報伝達にも活用できるものとする。

### 2. 議事・配付資料の公開について

- (1) 会議の議事要旨、議事録（議長を除き匿名化したもの。以下同じ。）及び配付資料は、原則として各回の会議終了後に東京大学ホームページの選考・監察会議ページに公開する。ただし、人事に関する意見交換を行う議事の議事録は非公開とし、それ以外の議事録及び配付資料についても全部またはその一部を公開することが適当でないと選考・監察会議が議決したときは、非公開とすることができる。
- (2) 前号ただし書きの規定により議事録及び配付資料を公開しないこととする場合は、会議の承認を経たうえで、その理由を併せて公表するものとする。
- (3) 選考・監察会議ページには、問い合わせ先を明示し、常時、質問や意見を受け付ける。
- (4) 電磁的音声記録による記録は公開しない。

### 3. 保秘事項について

- (1) 委員は、人事に関する意見交換を行う議事については、議事要旨として公表される内容を除き、議事の内容を保秘するものとする。
- (2) 議長は、人事に関する意見交換を行う議事に際しては、当該議事の開始時と終了時に保秘について確認するものとする。
- (3) 人事に関する意見交換以外の議事においても、公表に適さない内容が含まれていると議長または委員が思料した場合は、当該議事の終了時に保秘とするか否かを決定するものとする。
- (4) 全ての議事において、議長を除き意見の発言者名は保秘するものとする。

### 4. 議長の選出方法について

- (1) 議長の選出に総長を関与させてはならない。
- (2) 議長の選出のための委員の互選にあたっては、各委員の略歴等の情報を事前に共有するものとする。
- (3) 議長の選出のための委員の互選にあたっては、国立大学法人法、規則及び内規に定める本会議の任務、議長の権限及び次項に定める議長の行動指針を確認するものとする。
- (4) 議長の選出のための委員の互選は、委員間で意見交換をした後に単記無記名投票を

行い、出席委員の過半数の票を得た者を議長とする。

(5) 前号において、出席委員の過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の者2人（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）について、単記無記名投票を行う。

(6) 前号の投票に及んでなお出席委員の過半数の票を得た者がいないときは、得票の多数を得た者を議長とする。ただし、得票同数のときは、くじで定める。

(7) 議長の選出のための議事進行は事務局が行い、第4号から第6号に定める投票による決定方法を予め確認するものとする。

#### 5. 議長の行動指針について

(1) 議長は、委員としての意見を有しつつも、中立・公正な議事運営を行うことを第一義的な務めとしなければならない。

(2) 議長の選出後、議長自身に所信表明を求め、それを公表するものとする。

#### 6. 会議の傍聴及び陪席について

(1) 人事に関する意見交換が行われる議事を除き、委員選出母体である経営協議会委員及び教育研究評議会評議員の傍聴を認める。

(2) 学内構成員に公開することが適切であると会議において事前に決定した議事については、学内構成員の傍聴を認めることができる。

(3) 監事のほか、以下の者の陪席を認める。

ア. 総務部長

イ. 人事部長

ウ. 本部法務課長

エ. 本部法務課法規チーム職員

#### 7. 会議における関係規則等の席上配置について

(1) 会議においては、関係規則等をまとめた冊子を席上に配置するものとする。

(2) オンライン会議においては共有 URL に関係規則等をまとめた冊子の電子媒体を格納し、常時参照できるようにする。

#### 8. 経営協議会、教育研究評議会及び学内構成員との関係について

(1) 経営協議会及び教育研究評議会それぞれと定期的に懇談会を開催し、審議状況の報告と意見交換を行う。

(2) 総長選考の仕組み等、重要な決定を行う場合には、学内構成員への意見照会の手続きを履む等、十分な情報提供及び透明性の確保に努める。

#### 9. 本了解事項に定める事項について疑義が生じたとき、または本了解事項に定めのない事項について定める必要が生じたときには、選考・監察会議においてその都度決定するものとする。